別表十四㈣付表一の記載要領第一号を同第二号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　平成29年４月１日前に最後に法第62条の７第１項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の支配関係があることとなつた同項に規定する支配関係法人との間で行われた同項に規定する特定適格組織再編成等については、「関連法人支配関係事業年度開始日」とあるのは、「関連法人支配関係発生日」として記載すること。

別表十四の一一の表中「連結所得金額仮計（別表四の二「34の①」）」を「連結所得金額仮計（別表四の二「33の①」）」に改める。

別表十六㈠の記載要領第十一号中「各欄の」を「各欄（次号⑴イ及びロの特例被災代替資産等に係る部分を除く。）の」に改め、同第十四号を同第十五号とし、同第十一号を同第十四号とし、同第十一号中「の益金又は損金算入」を削り、同号を同第十一号とし、同第十一号の次に次の一号を加える。

12　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号。以下この号において「平成29年改正法」という。）附則第67条第３項（法人の減価償却に関する経過措置）又は第82条第４項（連結法人の減価償却に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合の記載は、次によること。

⑴　「租税特別措置法適用条項　㉛」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ　平成29年改正法附則第67条第３項の規定の適用を受ける場合　「附則第67条第３項」と記載し、括弧の中には、同項に規定する特例被災代替資産等に係る租税特別措置法第43条の３第１項（被災代替資産等の特別償却）の割合を記載すること。

ロ　平成29年改正法附則第82条第４項の規定の適用を受ける場合　「附則第82条第４項」と記載し、括弧の中には、同項に規定する特例被災代替資産等に係る租税特別措置法第68条の18第１項（被災代替資産等の特別償却）の割合を記載すること。

⑵　「特別償却限度額　㉜」の欄は、「０」と記載すること。

⑶　「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額　㉝」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。この場合において、その記載する金額は、「⑯」から「㉙」及び１円を控除した金額を限度とすること。

イ　平成29年改正法附則第67条第３項第１号若しくは第２号又は第82条第４項第１号若しくは第２号の規定の適用を受ける場合　これらの規定に規定する特別償却限度額に相当する金額を記載すること。

ロ　平成29年改正法附則第67条第３項第３号若しくは第４号又は第82条第４項第３号若しくは第４号の規定の適用を受ける場合　これらの規定に規定する特別償却限度額に相当する金額を上段に外書として記載すること。

⑷　「特別償却不足額」の各欄及び「適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額（(㊱－㊴)と㉜のうち少ない金額）　㊼」の欄は、記載しないこと。

別表十六㈡の記載要領第十一号中「各欄の」を「各欄（次号⑴イ及びロの特例被災代替資産等に係る部分を除く。）の」に改め、同第十四号を同第十五号とし、同第十一号を同第十四号とし、同第十一号中「の益金又は損金算入」を削り、同号を同第十一号とし、同第十一号の次に次の一号を加える。

12　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号。以下この号において「平成29年改正法」という。）附則第67条第３項（法人の減価償却に関する経過措置）又は第82条第４項（連結法人の減価償却に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合の記載は、次によること。

⑴　「租税特別措置法適用条項　㉟」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ　平成29年改正法附則第67条第３項の規定の適用を受ける場合　「附則第67条第３項」と記載し、括弧の中には、同項に規定する特例被災代替資産等に係る租税特別措置法第43条の３第１項（被災代替資産等の特別償却）の割合を記載すること。

ロ　平成29年改正法附則第82条第４項の規定の適用を受ける場合　「附則第82条第４項」と記載し、括弧の中には、同項に規定する特例被災代替資産等に係る租税特別措置法第68条の18第１項（被災代替資産等の特別償却）の割合を記載すること。

⑵　「特別償却限度額　㊱」の欄は、「０」と記載すること。

⑶　「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額　㊲」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。この場合において、その記載する金額は、「⑯」から「㉝」及び１円を控除した金額を限度とすること。

イ　平成29年改正法附則第67条第３項第１号若しくは第２号又は第82条第４項第１号若しくは第２号の規定の適用を受ける場合　これらの規定に規定する特別償却限度額に相当する金額を記載すること。

ロ　平成29年改正法附則第67条第３項第３号若しくは第４号又は第82条第４項第３号若しくは第４号の規定の適用を受ける場合　これらの規定に規定する特別償却限度額に相当する金額を上段に外書として記載すること。

⑷　「特別償却不足額」の各欄及び「適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額（(㊵－㊸)と㊱のうち少ない金額）　㊶」の欄は、記載しないこと。